

令和6年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和6年9月25日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1 番 村田 弘行	2 番 小菅 康子
	3 番 田中 陽介	4 番 山本 剛
	5 番 木下 伸一	6 番 津村 俊二
	7 番 石川 恵美	8 番 服部 嘉雄
	9 番 奥山文市郎	10 番 益川 教智
	11 番 東郷 克己	12 番 山崎 敦志
	13 番 山崎 有子	14 番 稲垣 誠亮
	15 番 荒川 泰宏	16 番 橋 俊明
	17 番 岩井智恵子	18 番 鈴木 市朗

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	北脇 泰久	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	中塚 誠治	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇 康久	事務局次長	辻 昭典
書記	赤坂 悦男	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第57号から議第81号まで

(令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他24件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第84号及び議第85号

(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第4号) 他1件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第3号

(学びの保障のための制度改革を求める意見書(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可いたしますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(山本 剛) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第6番、津村俊二議員、第7番、石川恵美議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛) 日程第2、各委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第57号から議第81号まで「令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」他24件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第6番、津村俊二議員。

○6番(津村俊二議員) 第6番、津村俊二です。

去る9月3日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第73号「野洲市表彰条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「市民栄誉賞表彰を新たに付け加えるとのことだが、表彰基準は定められているのか。」との質疑に対し、「対象者の想定は規則で定めようと考えている。オリンピック・パラリンピック等の国際規模の大会や文化、芸術、学術、その他の分野における国際規模のコンクール等において上位の成績を収めた者、また市の名を高める功績が特に顕著と認められる人で市民に納得してもらえる人を想定している。」との答弁がありました。

委員からの「主にスポーツ関係等の説明だが、その他に医学とか文化とか、そういうような関係はどうか。」との質疑に対し、「医学、経済学などについては、その他市長が認める分野というところで考えている。文化、芸術においては、文化芸術基本法に対象範囲があり、例えば芸術であれば文学、音楽など、メディア芸術であれば映画、漫画、アニメーションなど、法律の基準により選考を考えている。」との答弁がありました。

委員からの「改正前に関しては自治功労表彰、社会功労表彰等があるが、それらは全て改正後にはこの市政功労者表彰の中に吸収されるのか。」との質疑に対し、「市政功労者表彰と市民栄誉賞表彰の2つに区分している。市政功労者の中に今まであった自治功労、社会功労、産業功労、教育文化功労の4つの分野がある。」との答弁がありました。

委員からの「4条のところで11月ということで定まっているが、今後は11月になるのか、それとも規則で11月になるのか。」との質疑に対し、「原則的には11月に表彰式の開催を想定している。予期せぬ事態、災害等が発生したときは11月開催が不可能となることもあるため、条例においては開催月を削除した。」との答弁がありました。

委員からの「この施策の費用対効果についての考え方はどうなのか。」との質疑に対し、

「費用対効果については、一定市の名前を高める功績が顕著であると認められる人で、市民の目標とか、こうなりたいという市民の誉れというところにおいては大事な賞と考えている。」との答弁がありました。

委員からの「第1条の目的に、地方自治の振興を促進するということで、例えば叙勲だと、その年の70歳の方を中心に考えるという基準があるが、この場合、何年ぐらいを対象にしているのか。」との質疑に対し、「市民栄誉賞については、直近の成績により選考しようと考えている。市政功労については、例えば市長職であれば4年以上、市議会議員は12年以上と定めている。」との答弁がありました。

また、関連して、委員からの「民生委員は任期が1期3年である。なり手が少なく、大きな課題と思っているが、民生委員の表彰基準は。」との質疑に対し、「民生委員、児童委員については12年以上の在籍があった者と規定している。」との答弁がありました。

議第73号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第73号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号「野洲市人権センター条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

議第74号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第74号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一議員） 第5番、木下伸一です。

去る9月3日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査をするため、9月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告いたします。

まず、議第 7 6 号「財産の譲与について」審査いたしました。

委員からの「譲与した後の撤去ないし処分等は全部その相手方が相手持ちでされるということで、市はそこにはお金は一切かからないという認識か。」との質疑に対し、「この造作物の撤去処分については、全て事業主のほうで負担いただく。当時の募集要項選定時、できるだけ市の持ち出しを減らすということで、処分については事業主でお願いしたいということで募集し、それで応募いただいている。」との答弁がありました。

また、委員からの「撤去は、無償譲与する時期が 4 月 1 日で、いわゆる撤去したという担保はいつの時点で取られるのか。」という質疑に対し、「無償譲与したものは、事業者で撤去もしくは使用していただくことになるので、建物や全体が完成したときに撤去されたのかの担保が取れる。」との答弁がありました。

議第 7 6 号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第 7 6 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 7 7 号「財産の無償貸付について」審査いたしました。

委員からの「無償貸付けは、運営するまでは収入が入らないからということだが、その後は有償で貸し付けるといようなことになるのか。」との質疑に対し、「開園以降については、募集要項にも明記しているとおりに有償で貸付けをする。」との答弁がありました。

また、委員からの「北野かどこかの保育園に場所を無償で貸付けているケースがあったと思うが、そことの違いは。」との質疑に対し、「昨年度きたの保育園から無償贈与を受けた土地は、当時の贈与契約で市に贈与した後も無償貸付けするという契約になっているため、無償貸付けとしている。」との答弁がありました。

議第 7 7 号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第 7 7 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 7 8 号「財産の取得について（通学通園バス車両）」を審査いたしました。

委員からの「主要装置としてスタッドレスタイヤ 6 本と書いてあるが、1 年中このスタッドレスタイヤを履いているという理解でいいのか。」との質疑に対し、「1 年を通じてスタッドレスタイヤを装着している。」との答弁がありました。

また、委員からの「主要装備について、送迎バスは置き去り防止装置を村田製作所から協力を得て使用されているが、これにはそのような仕様は盛り込まれているのか。」との質

疑に対し、「今使っているバスに置き去り防止装置を装備した。これを新しくバス購入後に付け替える必要があるので、その分については、別途また費用がかかるということである。」との答弁がありました。

また、委員からの「新車を買うとセンサーがついている。障害物とか人が来た場合、センサーが鳴る。こういったバスではそういったセンサーは装備されているのか。」との質疑に対し、「人感のための装置は今のところはつけていない。プロのドライバーということで、当然安全を期した運転に努めていただくというところで、一般車両とは違うという扱いで考えている。」との答弁がありました。

議第78号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第78号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号「令和5年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第81号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子議員） 第13番、山崎有子です。

去る9月3日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第75号「野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第75号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議第 79 号「令和 5 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 79 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 80 号「令和 5 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第 80 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。
○議長（山本 剛） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第 11 番、東郷克己議員。

○11 番（東郷克己議員） 第 11 番、東郷克己です。

去る 9 月 3 日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 6 日、9 日及び 10 日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

その上で、9 月 19 日に委員会を招集し、審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第 57 号から議第 66 号までの 10 議案を議題として、各分科会に分担しました令和 5 年度決算について、各分科会会長より報告を受けました。

まず、議第 57 号「令和 5 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、総務分科会会長報告では、総務費で委員の「一般広報広聴費について、びわ湖放送への出資金は増えたのか。」との質疑に対し、「デジタル放送機器の老朽化による機器更新のために、既存

株主への等倍割当て増資の依頼があり、近隣自治体と同様に株式出資金を支出した。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「ふるさと納税推進事業費について、年間１５億円以上の実績に対する考えは。」との質疑に対し、「寄附額は県内２位という好成績だが、大手一社に頼っている現状である。その他の事業者による寄附額も増やせるようにＰＲの手法なども検討していく。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「米国クリントンタウンシップとの姉妹都市交流事業について、コロナ禍や受入先の事情等があり交流が十分できていないが、今後の見込みは。」との質疑に対し、「当面は県事業に参画し、今年度も１名派遣している。今後の取り組みは、交流基盤を整え、再開も視野に入れ引き続き検討を進める。」との答弁の報告がありました。

次に、民生費で、委員の「コミュニティバス運行費について、バスの自己所有とリースの内訳は。」との質疑に対し、「緑バス１台は自己所有、ハイエース９台はリースで、計１０台を保有していた。リース車両は車検時や故障などに対応する予備車両の２台に加え、令和５年度に限り緑バスの故障が多かったため、もう１台の予備車両を保有していた。」との答弁の報告がありました。

次に、消防費で、委員の「災害対策事業費について、備蓄非常食としてトータルの目標数はどれだけか。」との質疑に対し、「非常食は、５，０００人の３食分、職員７００人の３食分、プラス予備として２割増し、合計２万１，１００食の計画数である。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員の「国スポ・障スポ大会推進事業費について、実績の旅費は視察で鹿児島へ行く費用、宿泊費等は含まれているか。」との質疑に対し、「旅費等は実行委員会負担金に含まれている。決算額としては１３６万３，３７５円を調査費として支出している。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「保健体育推進事業費について、事業費が昨年より１，６００万円ほど増えている原因は。」との質疑に対し、「野洲川歴史公園サッカー場管理運営負担金において、ビッグレイクの人工芝張り替え工事費の負担金を守山市との協定に基づき支出したため。」との答弁の報告がありました。

次に、歳入で、委員の「交通安全対策特別交付金について、交通反則金に係る収入から交付されるとのことだが、その算定基準は。」との質疑に対し、「過去２年間の交通事故発生件数、人口集中地区の人口、道路施設の改良済延長によるものが指標である。」との答弁

の報告がありました。

文教福祉分科会会長報告では、民生費で、委員の「障がい者自立支援事業費の目的で、障がい者の自立及び社会参加の促進を支援するとなっているが、主な給付事業において自立に結びついた件数は。」との質疑に対し、「自立に結びついた件数は把握していない。訓練等給付金において、作業所での作業を通じて一般就労につなげるのが障がい者福祉サービスであるが、実際に一般就労につながるのは難しい。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「介護・福祉人材確保緊急支援事業のドライバー養成研修を行い、介護施設４施設間の共同送迎や高齢者の買物支援を実施しているが、研修を受けた人数は。また、今年度１０月からの実施体制は。」との質疑に対し、「受講者は２０名程度で、今年度は４０名程度の受講である。体制はドライバーについては常勤で毎週朝晩行ける方ばかりでなく、スポットで登録したいという方もおられるが、昨年度と今年度のドライバーでシフトを組んでいける見込みである。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「家庭児童相談室運営事業費の子育て短期支援事業では、令和４年度の実績に対し令和５年度は１０倍になっているが、その理由は。」との質疑に対し、「子育て短期支援事業の増額理由は、定期的に利用される場合や、児童虐待などでリスクの軽減のため利用され件数が増加したものである。」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員の「出産・子育て応援事業費で扶助費が令和４年度と比較して減っているが、対象人数が減ったのか。」との質疑に対し、「令和４年度では出産応援給付金が５３８人、子育て応援給付金が３２０人である。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員の「教育振興事業費のうち、令和５年度の主要事業であるスクールロイヤーの相談内容は。また、いじめに関する内容もあったのか。」との質疑に対し、「内容は保護者トラブル、教師、児童生徒間のトラブルで、法的な側面からのアドバイスを受け、どのような手続を取って対処していくか等の相談である。また、いじめに関するトラブル等も含む案件であった。相談の結果、保護者や児童生徒に対して適切なアドバイスで解決に至った。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「小学校施設整備費のＰＦＩ施設整備委託料について、起債を張って整備する場合は交付税算入されるメリットがあるが、ＰＦＩを導入するとどのようなメリットがあるか考慮されたのか。」との質疑に対し、「野洲小学校のＰＦＩ事業については今年度で事業が終了し、ＰＦＩ事業費は完済する。当初、事業を行うに当たっては、長期的な施設の維持管理ということが主なメリットと考えてＰＦＩ事業を取り入れ、小学校の維持管

理に努めたと把握している。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「地域学校協働活動事業費で、コミュニティスクールを推進するため、地域学校協働活動推進員の資質向上を図る研修や、連絡協議会を開催し、家庭教育支援員を配置し、支援の行き届きにくい家庭への対応に取り組んだとあるが、具体的な成果は。」との質疑に対し、「地域学校協働活動推進員の連絡協議会は月に1回程度開催。令和5年度は中主小と篠原小のコミュニティスクールの成果を聞いて参考にさせていただく場を持った。また、家庭教育支援員は令和5年度は4校に配置し、登校時の行き渋りの児童への付添いや学校との連携、家庭訪問を行うなど、学校だけでは対応できない部分を担っていただいた。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会会長報告では、衛生費で、委員の「塵芥処理費について、資源ごみの量及び資源化率の低下の要因は何か。」との質疑に対し、「詳細はまだ分析していないが、全体的にごみの量が減っていることから、資源ごみも相対的に減少したと考えている。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「蓮池の里多目的公園管理運営費について、グラウンドゴルフ場維持管理委託料が計上されているが、大篠原のクリーンセンターではどうか。」との質疑に対し、「クリーンセンターのグラウンドゴルフ場の管理運営費については、第2期長期包括運営事業委託料で賄っている。」との答弁の報告がありました。

次に、労働費で、委員の「企業内人権啓発推進事業費について、過去3年度の実績で向上が見られた点は。」との質疑に対し、「訪問事業所数は横ばいであるが、今後啓発が進めば、事業所が独自で研修等を行うことも考えられ、それが事業効果であると考えている。」との答弁の報告がありました。

次に、農林水産業費で、委員の「農業振興対策事業費について、農業次世代人材投資資金の具体的な内容は。」との質疑に対し、「新規に就農される農業者への支援である。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「森林環境譲与税の用途は。」との質疑に対し、「林道里山保全管理委託、森林経営管理制度準備作業業務委託、中主小学校における木質化利用である。」との答弁の報告がありました。

次に、商工費で、委員の「企業誘致推進事業費について、熊本県菊陽町の先進地視察の参加人数と成果は。」との質疑に対し、「参加者は副市長と企業連携戦略室の職員2名の合計3名である。企業の進出前から町と県が一体となって取り組んでこられたこととお聞き

し、事前の準備や行政の積極的な関わりの必要性を感じた。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「商工振興事業費の創業塾について、受講者と実際に創業された人数から効果があまり出ていないのでは。」との質疑に対し、「受講者は、学んだノウハウや知識は蓄積されたと思うが、資金面や場所などの関係で創業するタイミングが難しいところがあると考えている。」との答弁の報告がありました。

次に、土木費で、委員の「交通安全施設整備事業費について、市道小篠原稲辻線通学路交通安全対策基本設計委託業務の詳細は。」との質疑に対し、「普通河川祇王井川の張り出し歩道が老朽化により部分的に沈下しており、危険な状態となっていることから、通学路の対策及び歩道の安全対策として業務委託を行ったものである。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第５８号「令和５年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議第５９号「令和５年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議第６０号「令和５年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、特に質疑はなかったとの報告がありました。

続いて、議第６１号「令和５年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査いたしました。

委員の「さくら墓園キャノピー解体工事費が計上されているが、これはどこにあったものか。」との質疑に対し、「墓園の入り口から入って左手にあったものである。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第６２号「令和５年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議第６３号「令和５年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、特に質疑はなかったとの報告がありました。

続いて、議第６４号「令和５年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」審査いたしました。

委員の「栄地区配水管布設替工事（第１工区）が実施されているが、令和５年度で完了したのか。」との質疑に対し、「当該工事については、令和６年２月２９日をもって完了している。引き続き令和６年度に追加の工区を進めている。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第６５号「令和５年度野洲市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」審査いたしました。

委員の「汚水処理量が増えている一方、有収水量が減っている要因は。」との質疑に対し、

「汚水処理量は流域の下水道に流入した水量であり、有収水量は実際に収入が上がる水量である。有収率はマイナス１．８％となっており、不明水の影響が一番大きいと考えている。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第６６号「令和５年度野洲市病院事業会計歳入歳出決算の認定について」審査いたしました。

委員の「貸借対照表で賞与引当金は固定資産流動負債の中にある。退職給与引当金について、企業であれば負債としてあるが、流動負債、固定負債の中になく理由は。」との質疑に対し、「退職引当金は滋賀県市町村職員退職手当組合で職員の退職手当相当分の負担金を毎月積み立てており、同組合の財務状況に含まれて計上されているため、当院の貸借対照表には載ってこない。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「医業費用の給与費が医業収益の入院・外来収益の９割程度となっている。新病院を控え、収益を出して費用を抑えるビジョンは。」との質疑に対し、「今回の決算では人件費と減価償却費が大きく増え、厳しい決算になった。減価償却費はMRIと電子カルテシステムで約１億円増加しているが、これらは新病院運営に向けた先行投資である。入院収益の向上については、整形外来と回復期リハビリテーションを中心にした病院とすることで経営方針は定まりつつある。当院の個性を発揮して収益を拡大していけると考えており、滋賀医科大学からの支援も今以上に安定的、堅固なものにできると見込んでいる。こうした取り組み等により入院収益を引き上げることで、人件費比率も下げることができると認識している。」との答弁の報告がありました。

次に、決算特別委員会に付託を受けた議案について、委員間の討議はありませんでした。

次に、採決について、議第５７号から議第６０号まで及び議第６６号の５議案については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第６１号から議第６５号までの５議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第 15 番、荒川泰宏議員。

○ 15 番（荒川泰宏議員） 第 15 番、荒川泰宏です。

去る 9 月 3 日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 6 日、9 日、10 日に各分科会を、また 19 日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第 67 号から議第 72 号までの 6 議案を議題として、各分科会に分担しました令和 6 年度補正予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第 67 号「令和 6 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）」について、総務分科会長報告では、総務費で委員の「企画調査推進費について、市制施行 20 周年記念事業に係る今回の補正 100 万円に対する市の思いは。」との質疑に対し、「式典に多くの市民が参加いただけるよう、委託業者と協議しながら式典を魅力的かつ充実したものにしていきたい。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員の「式典の成功には、積極的な情報発信が不可欠と思うが。」との質疑に対し、「市のホームページ、広報紙、SNS などの他、FM 滋賀に事業委託していることから、ラジオ番組で事前に発信していただくとともに、終了後も式典の内容を発信されるよう協議している。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「基金積立費及び歳入について、公共施設等整備基金積立の財源は。」との質疑に対し、「今回、普通交付税が見込みより多額であったこと、特別会計の精算による繰入金もあり、一般財源に相当する歳入が多額であったことから、行財政改革プランに基づき、公共施設等整備基金へ積み立てたもの。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員の「今回 4 億円を公共施設等整備基金に積み立てるが、今後取り崩す可能性は。」との質疑に対し、「今年度はないが、例えば令和 7 年度以降の事業展開によっては、取り崩しは発生してくるものとする。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員の「総合体育館管理運営費について、総合体育館は昨年到大規模改修をしたところだが、今回の消防設備費の修繕のタイミングは妥当か。」との質疑に対し、「大規模改修時は正常だったが、今年 2 月の保守点検時に改修するよう指摘を受けたものである。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会長報告では、民生費で、委員の「学童保育所運営費の設計委託料について、市は厳しい財政状況であり、また少子化の影響も考えられるが、野洲小学校の特別教

室などを活用して学童を運営するという議論はされているか。」との質疑に対し、「余裕教室の利用には保安全管理面や余裕教室があまりないことが課題である。よって、今回の移転については第1から第7の学童の定員、今後野洲学区での開発等で児童が増える可能性も考慮し、それらを最低限担保できる施設として設計していく考えである。また、第1から第7を統合することで、規模のメリットを生かして面積を縮減できないか考えている。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「学童を総合的な公共施設として活用できる設計や運用についての考えは。」との質疑に対し、「学童が空いている場合の活用については、学校が午前中で休校になった場合の対応などがあり、他の目的で使用するのには難しい。なお、現行の野洲第1から第6学童の駐車場は、学童運営に支障のない日に地域のイベント等に貸し出すなど、有効活用をしている。」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員の「地域医療政策推進事業費の事務委託料について、住民訴訟は結審と理解してよいか。」との質疑に対し、「大阪高裁が本年6月に控訴を棄却し、上告期限までに相手方が上告されなかったため、大阪高裁の判定が確定しており、終了である。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、特に質疑はなかったとの報告がありました。

続いて、議第68号「令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議第69号「令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第70号「令和6年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議第71号「令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」及び議第72号「令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算」については、特に質疑はなしとの報告がありました。

なお、予算常任委員会に付託を受けました関係予算についての委員間討議はありませんでした。

次に、採決について、議第67号から議第72号までの6議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第５７号から議第８１号まで、「令和５年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」他２４件について、討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、議第５７号について、第２番、小菅康子議員。

○２番（小菅康子議員） 第２番、日本共産党、小菅康子です。

私は、議第５７号、令和５年度野洲市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

約５年にわたる新型コロナウイルス感染症は、昨年５月８日に第５類に移行されました。しかし、かつてない物価高騰や雇用の不安定化などで、市民の暮らしや地域経済は大変な令和５年度であったと思います。それだけに、野洲市の行財政は市民の暮らしを守る立場でなければなりません。

令和５年度では、国の地方創生臨時交付金で期間限定の学校給食の無償化、また医療費助成の拡充など、一定市民の願いに応える施策をされましたことについては評価をいたします。しかし、全体として市民の願いに応えたものであったのかどうかを検証しなければなりません。

昨年２月の定例市議会で、令和５年度予算の提案に当たり、市長は所信表明で少子化対策はもはや時間との闘い。しっかり責任を果たしたいと言及されました。この決意に対して、令和５年度がどうであったのかが問われなければならないと思います。

例えば、本市の子どもの医療費助成は、市民の世論、また運動で、令和５年から中学校卒業まで、そしてこの６年度から高校卒業世代まで無料化を実施されました。しかし、本市の場合は、通院で１レセプト５００円、入院で１日１，０００円の自己負担があります。自己負担があるのは１９市町で、わずか５市だけです。

この件では、滋賀県がホームページで県下１９市町の令和６年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧（結婚・子育て編）のまとめを公表されています。これによると、野洲市の医療費助成制度には一部負担があると記載されています。

このように、全国に野洲市の移住促進施策が発信されており、子育て支援のまちと言えるのか疑問を持ちます。

さらに、学校給食の無償化については、これも県下で８市町が何らかの無償化、あるいは補助を行っています。これについても、国の施策として本市での実施を否定されていません。これで市長が言われた少子化対策はもはや時間との闘い、しっかり責任を果たしたい

と言えるのか疑問を持ちます。

一方、令和５年度予算では新病院整備費で９７億円の債務負担行為により、市民と市議会のチェックが届かない設計と建築の一括契約方式の入札でした。実際の入札は、当初の９６億７，０００万円から一部工事費、機械設備などを除外したものとされ、８２億１，９００万円となりました。この手法も極めて異例であります。しかも、入札方法は、実績や入札価格、技術提案を点数化して、総合的に最も高い企業体を落札業者とする総合評価方式です。とりわけ技術提案点が７２点を占め、大きな判断指標にされたとのことですが、しかし、市は技術提案点の基準、根拠は公表できないとして、議会に明らかにしない不透明なものでした。

また、今年２月には機械設備工事費の３３億８，４４５万円を契約変更で追加発注されました。３３億円もの工事費にもかかわらず、入札もなく、事実上の随意契約です。この一連の手法が本来公正にすべき手法だったのか、疑問があるので同意できません。

暮らしと行政の民主的推進の問題では、令和４年度から実施されました行財政改革プランのもと、市民の負担増とサービス切り捨てにつながる公共施設の利用料の値上げ、また年間約７，０００件もの利用がある市民サービスセンターを市民の強い存続の願いに反して、令和５年４月から廃止をされました。

以上、令和５年一般会計歳入歳出決算の認定について問題点、課題を指摘いたしまして、反対討論いたします。

○議長（山本 剛） 次に、第１６番、橋俊明議員。

○１６番（橋 俊明議員） 第１６番、新誠会、橋俊明であります。

ただいま案件となっております議第５７号「令和５年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

本市では、財政運営が厳しいことから、現在行財政改革を進めているところでありますが、その目的は、財政調整基金を取り崩さずに運営できる行政運営であります。しかしながら、令和５年度におきましては、財政調整基金のその半分以上を取り崩しており、目的と全く合致していない状況であります。

また、財政の弾力化を示す経常収支比率につきましても、昨年度から３ポイント以上悪化しており、９４．９％と財政の硬直化が進んでおります。

以上のことから、令和５年度の決算は不認定とするものであります。

○議長（山本 剛） 次に、議第５８号から議第６０号までについて、第２番、小菅康子議

員。

○ 2 番（小菅康子議員） 第 2 番、日本共産党、小菅康子です。

議第 5 8 号「令和 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論をいたします。

本市の場合、令和 4 年度に基金を活用して国保税率の引き下げを行い、そして本決算期の令和 5 年度は税率を据置きされました。また、就学前の均等割が国施策であります、2 分の 1 となり、一定負担軽減されていることについては評価をいたします。

しかし、国民健康保険は平成 3 0 年 4 月から都道府県が財政運営の責任主体となる広域化に移行しましたが、国保の加入世帯、階層は非正規労働者、無職、年金生活者が多数を占めており、低所得者の割合が高くなっています。ですから、広域化になっても構造的な根本問題が解決されるものではなく、また高い国保税が解消されるものではありません。

本市でも、令和 5 年度と 6 年度は国保税の税率は据置きにされましたが、令和 7 年度、また税率が全県統一化される令和 9 年度には大幅な値上げが予想されています。このような国保の統一化が本当に市民の命と健康を守る制度になるのか疑問です。

また、国保税の問題の一つに均等割があります。本市の医療分の均等割は、令和 5 年度では 1 人 2 万 6, 9 0 0 円でした。令和 6 年度では野洲市より高い市町がありますが、令和 5 年度では県下 1 9 市町で一番高い均等割になっています。均等割は所得に関係なく、1 人当たり定額で課税される税で、所得の低い世帯に、より負担が強くなる税です。

この均等割については、保険税が安い、高いの議論以前の問題として、この均等割制度が不公平税制であるということで、全国的に均等割の軽減や廃止を求める声が大きくなっています。

今日の社会経済状況から、国民健康保険の被保険者はかつてはそれなりに自営業をはじめ収入のある階層が多く占めていました。しかし、現在はいわゆる年金暮らしの層が多く占めています。加えて、コロナで傷んだ経済に加え異常な物価高騰で、暮らしも営業も引き続き大変な状況です。

このような中、高い国保税を課税するのではなく、市民に寄り添い、国保税税率の引き下げが必要と考えるもので、本決算の認定について反対討論といたします。

次に、議第 5 9 号「令和 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、7 5 歳以上の人を国民健康保険制度から切り離し、別立ての保

険制度となっていますが、後期高齢者医療の保険料は2年に一度改正されますが、その都度引き上げがされています。さらに、令和4年10月から単身世帯200万円以上、夫婦世帯320万円以上の世帯に窓口2割負担が導入されました。そして今、3割負担の拡大も検討され始めています。年金など収入が限られ、さらに病気やけがの頻度が高い高齢者にとって、負担の強化は許されません。経済的理由で受診をためらう高齢者を増加させるだけであり、本市でも保険料の滞納が発生しています。減らされ続けてきた国庫負担を元に戻すべきと考えます。誰もが年齢を重ねれば病気などで医療にかかることは必然です。ですから、年齢で医療を区別し、負担増を繰り返す制度矛盾の医療制度は廃止すべきです。また、少なくとも国民健康保険と同様に減らされ続けてきた国庫負担を戻すべきだと思います。

以上の理由で、本決算に反対いたします。

次に、議第60号「令和5年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論いたします。

介護保険制度が導入されて24年ですが、介護保険制度は度重なる見直しにより、本市でも介護保険料が約2倍に値上がりし、介護サービス利用料の負担は増加の一途です。低所得者への介護保険料の軽減措置が一定されていますが、それでも負担は増えています。

また、これまでに施設入所者の食費、住居費の負担化、介護サービス利用料は収入によっては1割から2割、3割と負担が増えました。その上、低所得者への負担軽減措置も縮小され、施設入所者の預貯金の上限の引き下げ、年収が非課税でも一定収入のある人は食事負担が2倍以上になりました。これらのことにより、低所得者の方が介護サービスを受けたくても受けられない人が増えていると言われています。

本市では、高齢化率も高くなっています。必然的に要介護認定者も増加傾向です。このような中で、介護が必要になったとき、介護サービスを受けられる保険制度でなくてはなりません。しかし、現実の介護保険の実態は要望に応えられているのかというと、決してそうはなっていません。

これまでから指摘してきましたように、特別養護老人ホームの待機者は野洲市でも高水準となっています。

介護保険料については、介護保険会計でサービス量が増えれば、その負担が介護保険料に跳ね返る仕組みとなっています。そんな中でも、これまで指摘してきましたように、第8期の3年間は基金残高が増加の一途で、本決算で令和5年度末の基金残高は5億円です。

結果として高い保険料になったことは否定できません。

以上、制度矛盾と言わなければならない介護保険制度が、保険あって介護なしの事態にならないよう、基本は国庫負担割合の引き上げ、介護保険料や利用料の引き下げや減免が必要です。

以上、問題点と課題を指摘いたしまして、反対討論とします。

○議長（山本 剛） 次に、議第６６号について、第１０番、益川教智議員。

○１０番（益川教智議員） 第１０番、益川教智です。

それでは、議第６６号「令和５年度野洲市病院事業会計決算の認定について」反対の立場から討論いたします。

令和５年度病院事業会計において、病院の本業である医業の収支が約６億円の赤字となり、極めて厳しい経営状況になっています。支出面において減価償却費としてMRI また電子カルテの分が約１億円ということであり、それらは新病院整備のための先行投資ということではありますが、それを差し引いたとしても、やはり病院の経営状況は著しく悪くなっていると指摘せざるを得ません。

また、収入面においても、医業収益は昨年と比べて約１億６，０００万円の減収となっており、ここから見ると、支出が増えて収入が減るという極めてアンバランスな経営状況になっています。

令和６年２月に定められた病院についての経営強化プランの中では、これは令和６年度から令和９年度までが対象となっているんですが、ここでは令和５年度についても、その収支に関係する病床の利用率の目標値も設定されておりますが、全体として見ると、やはりそれには及ばない低調な実績となっております。

この収支計画において、その経営強化プランの中で示されていた収支計画において見込まれていた医業損益は１億８，０００万円の赤字となっておりますが、最初にお伝えしたとおり、かなりかけ離れた赤字、赤字が拡大しているということになっています。

監査委員による意見書の中でも触れられていますが、新病院への円滑な業務移行のために事業収益の改善が急務であるという指摘をされております。私自身は、この新病院の整備には経営改善が不可欠であると考えます。

また、新病院は、まず借金をして病院を建て、その借金を３０年かけてその経営の中から返済していくことになっています。

この事業費については、現在は概算で約１３２億円となっておりますが、これも監査委員

の意見にありますように、今後さらに上昇するおそれもあります。

現在の経営状況では、新病院整備に係るこのような巨額の借金返済というのは実現不可能だと私は考えます。

以上のことから、病院トップの経営手腕を十全に発揮いただき、現病院での経営改善を心より願い、令和５年度病院事業会計決算の認定について反対するものであります。

○議長（山本 剛） 次に、議第６７号について、第３番、田中陽介議員。

○３番（田中陽介議員） 第３番、田中陽介です。

議第６７号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第３号）」の議案に対して、賛成の討論をいたします。

先日、議案質疑において、令和６年度野洲市一般会計補正予算（第３号）のうち、市制施行２０周年記念式典に係る経費の増額、１６９万９，０００円について質疑をいたしました。野洲市の市制施行２０周年の事業の企画運営を民間企業に外注してしまったことはもう後戻りができないのですが、どういうつもりでこれを外注したのかということであったり、その中で、市内企業から２０周年にぜひ使っていただきたいと寄附があった３００万円のうちの１００万円をどう今後のまちづくりにつなげていくのか、こうしたことを課題意識として質疑を行いました。

質疑の回答、またその後の対話の結果として、一定の課題はいまだ感じているものの、映像制作を通じて多くの市民団体や活動されている方に参加してもらい、見た人が野洲に期待感や誇りを持てるようなものを作りたいということであったり、映像を作って終わりとはならないよう、様々な方法で市内外の方に見ていただけるような工夫もしていく、それから式典も含め、その手法には民間の優位性が十分に発揮されるというようなことを方向性として確認いたしました。

私も、寄附していただいた企業の皆さんのお気持ちは十分尊重されるべきだと考えます。しかしながら、この１００万円というのは、市財政２５０億円からしたら少しかもしれないんですけども、市のまちづくりのため、手弁当で自分のお金で活動している市民活動の方々や団体の方々からすれば、非常に大きなお金です。市はここを十分に理解し、だからこそ、この企業からの寄附を含め、総額４００万円近い予算をしっかりと生かし、さらなる工夫を加えて、今後のまちづくりにとって財産とすることを期待し、当議案に賛成するものです。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、議第 7 6 号について、第 2 番、小菅康子議員。

○2 番（小菅康子議員） 第 2 番、日本共産党、小菅康子です。

私は、議第 7 6 号「財産の譲与について」反対の立場で討論を行います。

なお、関連します議第 7 4 号及び 7 7 号についても、同じ趣旨で反対をいたします。

本議案は、市立第三保育園の民間移管事業者に対し、保育所用地として市有地を貸し付けるに当たり、市有地に現存する構造物等について、事業者の負担で解体撤去及び処分することから、当該事業者は無償譲与を行うためのものであります。

本市で唯一の公立保育園を廃止し、民間に委ねるためのものですが、そもそも子どもの健やかな成長を保障するのは公的保育の責任です。もちろん、既設、既存の民間保育所の存在と役割を否定するものではありませんが、しかし行財政改革の一環として公的保育の責任を果たすことなく民間に委ねることが、行政のあり方として本当にいいのかどうかは問われなくてはなりません。

また、今回財産の譲渡や市有地の無償貸付けまでして、民間保育園をいわゆる誘致するのは、公平性の観点からどうなのかとの疑問も持つものです。

以上、理由により議第 7 4 号及び 7 6 号、7 7 号に反対といたします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議第 5 7 号「令和 5 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 5 7 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 5 7 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 5 8 号「令和 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第５８号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第５８号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第５９号「令和５年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第５９号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第５９号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６０号「令和５年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第６０号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第６０号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６１号「令和５年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第６１号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第６１号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６２号「令和５年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第６２号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第６２号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６３号「令和５年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第６３号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第６３号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６４号「令和５年度野洲市水道事業会計決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第６４号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第６４号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６５号「令和５年度野洲市下水道事業会計決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第６５号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第６５号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６６号「令和５年度野洲市病院事業会計決算の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第６６号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第６６号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第６７号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第３号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第６７号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第６７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第６８号「令和６年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第６８号については、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第69号「令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第69号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第70号「令和6年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第70号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第71号「令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第71号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第72号「令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 7 2 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 7 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 7 3 号「野洲市表彰条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 7 3 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 7 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 7 4 号「野洲市人権センター条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 7 4 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 7 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 7 5 号「野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 7 5 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 7 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 7 6 号「財産の譲与について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 76 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 76 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 77 号「財産の無償貸付について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 77 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 77 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 78 号「財産の取得について（通学通園バス車両）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 78 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 78 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 79 号「令和 5 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 79 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 79 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 80 号「令和 5 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 80 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 80 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 81 号「令和 5 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 81 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 81 号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第 84 号及び議第 85 号並びに意見書第 3 号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、議第 84 号及び議第 85 号並びに意見書第 3 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。再開を午後 2 時 45 分といたします。

(午後 2 時 24 分 休憩)

(午後 2 時 45 分 再開)

○議長(山本 剛) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第 1)

○議長(山本 剛) 追加日程第 1、議第 84 号及び議第 85 号「令和 6 年度野洲市一般会計補正予算(第 4 号)」他 1 件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(北脇康久) 朗読いたします。

議第 84 号「令和 6 年度野洲市一般会計補正予算(第 4 号)」、議第 85 号「野洲市国民

健康保険条例の一部を改正する条例」。

以上です。

○議長（山本 剛） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進） それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、令和６年度の補正予算１件、条例改正１件の合計２件を提案いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議第８４号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第４号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに９０９万円を増額するものです。

歳出の内容は、総務費の市税の申告等に伴う還付金９０９万円を計上します。

歳入につきましては、収支の財源調整として繰越金を追加計上いたします。

議第８５号「野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、そのうち国民健康保険法の一部改正により、関連する条例において引用する項番号にずれが生じたこと及び罰則規定の対象の行為の一部削除により所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和６年１２月２日から施行します。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております議第８４号及び議第８５号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第８４号及び議第８５号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第８４号及び議第８５号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第８４号及び議第８５号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後２時４９分 休憩）

（午後２時５６分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第２番、小菅康子議員。

○２番（小菅康子議員） 第２番、日本共産党、小菅康子です。

私は、議第８５号「野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論を行います。

条例の改正では、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合において、その者に対して１０万円以下の過料を科する処罰規定の部分を削除するというものです。

今回、なぜ過料を科すという部分を削除するのかは、今後健康保険証は交付しないことを前提としているからです。

現行の制度は、健康保険証について、国民健康保険法施行規則第６条で、市町村は当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対して被保険者証を交付しなければならないと書いてあります。当然のことながら、健康保険証は交付するものが原則でした。ところが、厚生労働省が８月３０日付の官報で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定めるとして、国民健康保険法施行規則の一部改正を行いました。その中で、施行規則、これまでの施行規則第６条を、「次に掲げる事項を記載した申請書を当該申請者が住所を有する市町村に提出して、その交付を申請しなければならない。」と大幅に変更しました。一言で言うと、これまで市町村は被保険者証を交付しなければならないとしていたのを、資格確認書の交付を求める被保険者が市町村に申請しなければならない。市町村は被保険者から交付の申請があったときは資格確認書を有効期限を定めて交付しなければならないと

変更したのです。これは国民健康保険制度の根幹を揺るがす大問題だと思います。健康保険証は必要がない。だから返還を拒む過料の必要性もないというわけですが、マイナ保険証のもととなるマイナナンバーカードの利用は、あくまでも任意です。そもそも強制するものではありません。ところが、12月2日以降は現行の健康保険証を廃止しないと強引に決め、マイナ保険証の促進を図ろうとしています。マイナ保険証に未加入、また、マイナナンバーカードを持っていたとしても健康保険証とひもづけていない人については、資格確認書が交付はされます。ただし、当分の間、それが4年か5年かプッシュ型です。それ以降は申請により交付するというわけです。これが今回の改正です。

以上、国民皆保険制度、すなわち国民健康保険制度の根幹を破壊する今回の条例改正には反対するものです。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第84号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第4号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議第85号「野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後3時02分 休憩）

（午後3時04分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（山本 剛） 追加日程第2、意見書第3号「学びの保障のための制度改革を求め

る意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第１１番、東郷克己議員。

○１１番（東郷克己議員） 第１１番、東郷克己でございます。

「学びの保障のための制度改革を求める意見書（案）」について説明を申し上げます。

まず、提案の背景としてあった事実でございますが、ある市内の中学校で理科の授業が一時期できないという事態が発生しておりました。この事態は既に解消されており、この２学期から授業は再開をされておりますが、しかし、一方で教員が不足しているという現実には解消、解決されておらず、抜本的な改革が必要でございます。学校や野洲市教育委員会は全力でこの補充の教員を確保いたしましたし、また国や県も手をこまねいていたわけではないと承知をしておりますが、若者の教員、教職に対する認識が非常に悪い状況、そこから起こる教員の不足という事態は解決の糸口が見つかっておりません。また、理系離れも同様でありまして、こうしたことを抜本的に解決する方策が必要であります。

この意見書の具体的な項目に挙げております内容は、市が国や県に要望している内容そのものでございます。さらに申し上げますと、この市からの要望は、前年から継続して繰り返し提案、要望されているものであり、それだけ深刻な状況であるという認識をしております。

私自身が最も危惧をしておりますのは、この教員不足という事態によって引き起こされた今回のような授業ができないということが繰り返されることで、さらなる教員、教職への意欲が失われたり、あるいは理科離れがさらに進行するというようなことを危惧しております。我が国は科学技術立国ということも言われておりました。こうしたことから、このような状況を一刻も早く脱するべきであると考えております。

このようなことから、緊急対策としての社会人活用の拡充や特別・臨時免許状の柔軟な授与などの緊急対策、それと同時に、中長期的な対応として、教職を目指す人材を増やすための施策及び関連法の改正等々、緊急そして中長期的両面の対応を同時に進めていく必要が求められます。繰り返しになりますが、これらは国や県の責務であることから、市の要望とともに、議会としてもこの要望、要求を意見書として国、県に提出する必要があると認識をして提案したものでございます。

議員各位のご理解、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております意見書第３号について、

質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 剛) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、意見書第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第3号について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、第13番、山崎有子議員。

○13番(山崎有子議員) 第13番、山崎有子です。

私は、意見書第3号に対して反対の立場で討論いたします。

野洲市立中学校において、1学期に理科の教員が不足して授業ができなくなり、1学期の課程を2学期に振り替えざるを得ないという事態が発生しました。この意見書は、そのことから、理科をはじめとする特定科目では授業が実施できない事態が起こっている、そのことを踏まえて出されたと思います。

私は、2つの点について述べさせていただきます。

1点目は、教員不足によって同様の事態が起こらぬようにするためには、様々な方策があると考えます。学校現場で欠員が出ないように、運営体制や指導体制を改善することが重要な方策の1つになると思います。労働時間の問題だけではなく、指導体制、働くモチベーションを保つための方策などを含めた職場環境の改善が重要ではないかと考えます。教育委員会でも学校でも努力していただいていることは十分承知していますが、教員一人ひとりが生き生きと自信を持って勤められるように、さらなる対策をお願いしたいです。県教育委員会は市教育委員会の状況を把握して、しっかり連携を取って積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、理系に限らず全国的に教員になる希望が減っているという問題は文部科学省も十分認識しています。意見書に書かれている対策も一部実施段階にありますし、教員採

用試験の前倒し、複数回試験実施も可能とされました。すぐに効果が出ないため、厳しい状況は続きますが、文部科学省は既に各方面からの要望を受けて対策を進めていますので、今あえて意見書を提出すべきと判断するのは疑問があると考えます。

以上、意見書第3号に対する反対討論といたします。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（山本 剛） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介議員） 第3番、田中陽介です。

意見書第3号「学びの保障のための制度改革を求める意見書（案）」について、賛成の討論をいたします。

今回の意見書は、野洲市内の学校にて問題となった教員不足による授業ができない事態への対策を求めるものであります。しかしながら、意見書案にもあるように、これは野洲市だけの問題ではありません。教育は国の根本であり、その責を担う教員の人材不足やそれに伴う教育機能、そして人材の疲弊は、国そして何より子どもたちの大きな損失であります。短期的には、緊急的な人材の活用、対応とともに、中長期的には大胆な財政出動と柔軟かつ的確な制度改革が必要であります。誰のために、何のために教育があるのか。国、県においてはいま一度原点に立ち返り、積極的な教育への投資を求めるものであります。

先ほどの反対討論も、内容的にはほぼ賛成の内容であったように思います。求めるところは同じであり、意見書を出すべきか出さないべきかというところの違いであったかなと思います。双方述べていたとおり、これは国がやらねばならない仕事であります。現場の教育を担う地方公共団体であり、実際に問題が起こった当事者であるこの野洲市が、その議決権を預かる当市の議会として積極的に国、県に訴えるべき課題だと私はそう考えます。そうしたことから、この意見書に賛成を求めるものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了といたします。

これをもって討論は終結となります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第3号「学びの保障のための制度改革を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第３号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

先ほど可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出をいたします。

暫時休憩いたします。再開時刻は午後３時３５分といたします。

（午後３時１６分 休憩）

（午後３時３５分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進） 令和６年第４回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る８月２８日から本日に至りますまで３０日間開会いただきました。令和５年度各会計決算の認定をはじめ、令和６年度一般会計補正予算など、追加も含めまして提案申し上げました全議案につきまして慎重かつ厳正にご審議の上、原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会の議案質疑、一般質問を通じまして、福祉、教育、環境施設や都市基盤整備など、様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かしてまいります。

議案におきましては、市制施行２０周年記念式典に係る経費の増額や、野洲こどもの家移転新築工事に係る設計委託料等の補正予算をお認めいただきました。また、市制施行２０周年記念式典に併せて新たに設けました市民栄誉賞表彰に係る表彰条例の改正もお認めいただきました。これによりまして、野洲市民や野洲市にゆかりの深い方で、スポーツ、文化、芸術、学術その他の分野において優れた成績または成果を上げられた方の栄誉をたたえることが可能となり、市民の誉れとなる目標ができ、市民の活力向上につながってい

くものと思います。今後、被表彰者の選考に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、私にとりまして今議会が1期目の最後の市議会定例会となります。議員の皆様をはじめ、市民の皆様とともに様々な事業や取り組みを行ってまいりました。長年の懸案事項である市立野洲病院の移転新築に係る準備工事に着手いたしました。また、野洲駅南口周辺整備につきましては、本市の顔と言うべき中心市街地のにぎわいの創出のための具体的な整備事業計画をお示しすることができました。当該市有地は、当初平成24年に市民活動拠点施設用地として12億5,000万円を全額借入れすることにより取得したものです。そして、その後会計間の移動の変遷を経ながら、令和5年度に財政調整基金を取り崩し、一括償還いたしました。私はこの充当財源の確保は、財政運営上の重要課題として位置づけております。

その他、医療費助成の高校生までの拡大、小規模保育所4園の開園、開設による待機児童の解消、県立高等専門学校の誘致、MIZBEステーションの整備、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線の整備促進、いじめ防止対策の充実、行財政改革の推進など、ソフトとハード両面において着実な前進ができたものと思っております。引き続き皆さんとともに笑顔あふれるにじいろのまち実現のため、ひたすら野洲市の明るい未来に向けて懸命な努力を惜しまない覚悟でございます。

議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意をいただき、引き続き本市の発展のためにご尽力、ご活躍いただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（山本 剛） 以上で、令和6年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後3時40分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年9月25日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 津 村 俊 二

署 名 議 員 石 川 恵 美